

特許審査の品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言案

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について、委員から多くの意見が出された。これらの意見をもとに、令和元年度審査品質管理小委員会による改善提言の案を以下にまとめる。

<改善提言1 先行技術文献調査事業の活用と漏れのないサーチ>（評価項目④、⑥に関して）

外国文献調査や分野横断的調査が重要な技術にも適切に対応するため、先行技術文献調査事業の効果的な活用も含め、漏れのないサーチが行われることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 先行技術文献調査事業の効率的かつ効果的な活用が望まれる。
- (b) 外国文献の検索外注について、中韓特許文献検索の調査が可能な外注先を確保する。
- (c) AI、IoT 関連発明について、審査実務と同様に登録調査機関においても分野をまたいだ横断的調査を行う。
- (d) 特にISRや特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。特許性の判断に影響を及ぼすサーチ結果の不備があるとユーザーにとって満足できる審査とはいえない。

<改善提言2 国際的に遜色のない水準の審査官数の確保>（評価項目④に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で改善の余地がある。
- (b) 限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない人員配置を確立しているとまではいえない。今後の審査の質の維持及び更なる向上の実現性が懸念される。

<改善提言3 審査官同士の議論及び情報交換の充実>（評価項目⑥に関して）

審査の質向上に資する日常的な審査官同士の議論及び情報交換を充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官向け説明会、研修等におけるグループディスカッションが審査官同士の情報交換の場となり、日常的な審査官同士の議論及び情報交換の習慣化へつながることを期待したい。
- (b) 各職場で行われている改善活動の件数を調べてください。また、改善活動に対する職員の参画の割合を調べてください。これらが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直してください。

<改善提言4 判断の均質性の改善>（評価項目⑥～⑧に関して）

進歩性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、審査の進め方における課題を分析し、均質性の高い審査を進めることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性・進歩性の運用の改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) 引き続き進歩性の判断の均質性を図る。
- (c) 審査の質に関し、ユーザーとの意見交換を継続するとともに、課題のある案件等を抽出し、分析することを期待する。
- (d) 特にISRや特許査定に関する品質監査結果については今後も改善を図っていただきたい。
- (e) 第4次産業革命関連技術などの分野における審査の質を検証するため実案件を通じて欧米中との審査結果を比較検証する等を行い、質の向上を図ることを期待する。
- (f) 進歩性の判断の均質性については、協議結果の分析、及び問題点の抽出を行い、個別案件から全体へ広げる改善へ取組を広げてほしい。

<改善提言5 ユーザーとのコミュニケーションの充実>（評価項目⑥～⑧に関して）

電話・面接等のコミュニケーションにおける課題を明らかにし、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションにおける課題を明らかにするとともに、テレビ面接等の取組も活用し、コミュニケーションの充実を進める必要がある。
- (b) 面接で特許許可の心証と言われたにもかかわらず十分な説明なしに拒絶理由が通知され、出願人が不満に思うケースがある。面接で合意した事項を可能な限り面接記録に残し、明確にする。

<改善提言6 審査の質向上の取組に関する効果的な情報発信>（評価項目⑪に関して）

日本国特許庁の判断に対する国内外のユーザー及び外国特許庁からの信頼感のさらなる向上のため、審査の質向上に関する取組の効果的な情報発信を期待する。

本提言に関連する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質向上に関する取組を進めることで日本国特許庁への信頼が向上したか否か等、質への取組が日本国特許庁のプレゼンスに与える影響を調査し情報発信に活用してもよいのではないかと。
- (b) 海外企業に対する企業コンタクト数を増やし、特に他官庁との審査の質やサービスとの比較、JPO に対する期待などについてヒアリングを行うことが望まれる。JPO が海外ユーザーに対しても高品質な審査とサービスを提供するための情報の取得、分析、取組へとつなげることが望まれる。
- (c) 質向上の取組を継続して発信するとともに、諸外国の特許庁に対し質の向上を働きかけてもらうことを期待する。
- (d) 海外庁との判断のかい離事例について、日本の判断を海外ユーザーに理解してもらうように、事例を絞った海外でのセミナーの実施。
- (e) 企業のみならず代理人団体を含む海外ユーザーに対する情報発信の更なる強化。
- (f) 情報発信について、JPO の様々な取組を内外へより積極的にアピールすることが望まれる。